

令和8年3月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和5年(ワ)第9068号 特許権侵害行為差止等請求事件
口頭弁論終結日 令和8年2月10日

判 決

5

原告 A
(以下「原告A」という。)

10

原告 B
(以下「原告B」という。)
両名訴訟代理人弁護士 山下 あや理

15

被告 C
訴訟代理人弁護士 拾井 美香
同 小山田 桃々子

主 文

20

1 被告は、別紙「被告製品目録(裁判所特定)」記載の製品を製造し、使用し、
販売し又は販売の申出をしてはならない。

2 被告は、前項の製品を廃棄せよ。

25

3 被告は、原告らに対し、それぞれ217万3205円及びうち184万6218円に対する令和5年10月1日から、うち32万6987円に対する令和6年12月3日から、各支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

6 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

5 第1 請求

1 被告は、別紙「被告製品目録（原告ら特定）」記載の製品を製造し、使用し、販売し、販売の申出をしてはならない。

2 被告は、前項の製品の在庫を廃棄せよ。

3 被告は、原告らに対し、それぞれ1250万円及びこれに対する令和5年10月1日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 本判決における略称

本文に定めるほかは、次のとおりの略称とする。

- 15 • 本件特許 : 発明の名称を「ロック付摘みオープナー」とする特許（特許第5457960号）
- 本件特許権 : 本件特許に係る特許権
- 本件発明 : 本件特許の【特許請求の範囲】【請求項1】に係る発明
- 本件明細書 : 本件特許に係る明細書及び図面
- 乙19文献 : 特開2003-328611号公報（乙19。乙19文献に記載された発明は「乙19発明」）
- 20 • 乙17文献 : 特開2003-172051号公報（乙17。乙17文献に記載された発明は「乙17発明」）
- 乙18文献 : 実願昭52-128137号（実開昭54-56418号）のマイクロフィルム（乙18。乙18文献に記載された発明は
- 25 「乙18発明」）
- 本件アタッチメント1（、2、3） : 別紙「アタッチメント目録」記載1

(、 2、 3) のアタッチメント

第 3 事案の概要

1 請求

別紙「被告製品目録（原告ら特定）」記載の製品が本件発明の技術的範囲に
5 属し、これらを製造・販売等する被告の行為が本件特許権の侵害に当たること
を前提とする、原告らの被告に対する、①特許法 100 条 1 項に基づく同製品
の製造・販売等の差止め、②同条 2 項に基づく同製品の廃棄、③民法 709 条
に基づく令和 6 年 1 1 月までに発生した損害に係る損害賠償金各 1 2 5 0 万円
及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和 5 年 1 0 月 1 日から支払済み
10 まで民法所定の年 3 パーセントの割合による遅延損害金の支払請求（明示的一
部請求）

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に 認められる事実）

(1) 当事者

15 ア 原告 A は、住宅用扉等の緊急解錠作業等の事業を行う者である。

イ 原告 B は、建具扉等の新規製作及び取り付け並びに関連金物の交換修理
等の事業を行う者である。

ウ 被告は、以前は「 D 」の屋号（現在は長男に承継）
で、現在は「 E 」の屋号等で、解錠器具の製造等の事業を行う
20 者である。

(2) 本件特許権（甲 1、 2、 1 3）

ア 本件特許権の書誌的事項は、次のとおりである。

(ア) 登録番号 特許第 5 4 5 7 9 6 0 号

(イ) 出願日 平成 2 2 年 7 月 1 4 日

25 (ウ) 公開日 平成 2 2 年 1 0 月 2 1 日

(エ) 登録日 平成 2 6 年 1 月 1 7 日

(オ) 発明の名称 ロック付摘みオープナー

イ 原告らは、本件特許権を各2分の1の持分割合で共有している。

本件特許権は、当初原告らほか1名の3名が共有していたが、原告ら以外の1名が令和5年9月1日にその共有持分を放棄したことで、原告ら各自に等分に当該共有持分が移転し、令和5年9月12日、その旨の移転登録がされた（被告に対する本件損害賠償請求権も同様に権利処理がされた。）。（甲3、5、13、弁論の全趣旨）

(3) 構成要件の分説

本件発明の構成要件は、次のとおり分説される。

- A 略コ字形状のフレーム部と、
- B このフレーム部の内部を挿通する可撓性を有する線條材と、
- C この線條材の基端側に設けられた操作部と、
- D この線條材及びフレーム部の先端側に設けられたサムターン挟持部とから成り、
- E 前記フレーム部の中央部分はその長手方向に伸縮自在に形成され、
- F 前記操作部を線條材を中心として回動すると、先端部のサムターン挟持部も線條材を中心として回動し、
- G これにより、フレーム部の先端の前記サムターン挟持部を扉のドアスコープの穴部から扉内側に挿入して、先端部のサムターン挟持部によってサムターンの両側に設けられたプッシュボタンを押下しつつ挟持することができること
- H を特徴とするロック付摘みオープナー

(4) 被告の行為及び構成要件充足性等

ア 被告は、かねてから、商品名を「●●●●●●●●●●」とする解錠器具の製造・販売を行っている。●●●●●●●●●●は、本体部分とその先端に着脱することができて解錠対象部位を直接挟持するアタッチメントからなる

製品で、遅くとも平成29年以降販売しているものには、本体部分として、
ドアスコープ経由の解錠器具であるドアスコープ用オープナー（DS）と
ドアポスト経由の解錠器具であるポスト用オープナー（PS）などがあり、
また、アタッチメントは、当初7種類あったが、令和3年頃までには5種
5 類に集約された。つまり、本体部分とアタッチメントの組み合わせによっ
て複数の異なる構成の製品が存在することとなるが、それらのいずれも●
●●●●●●●●との同一名称の製品として販売されており、製品番号等によ
る区別も行われていない。

このような●●●●●●●●のうち、原告らが本件発明の技術的範囲に
10 属し、その製造販売等が本件特許権を侵害すると主張しているのは、本体
部分をドアスコープ用オープナー（DS）とし、アタッチメントを別紙ア
タッチメント目録1ないし3（本件アタッチメント1ないし3）のいずれ
かとするもの（以下、これらをそれぞれ「被告製品1」「被告製品2」「被
告製品3」といい、被告製品1と被告製品2をまとめて指す場合は「被告
15 製品1・2」と、被告製品1ないし3をまとめて指す場合は「被告各製品」
という。）である（ただし、原告らが製造販売等の差止対象として特定す
るのは、別紙「被告製品目録（原告ら特定）」記載のとおりで、●●●●
●●●●●との商品名の解錠器具全てを対象とするものとなっていて、その
主張に対応する限定、特定がされていない。なお、原告らの主張には、●
20 ●●●●●●●●のうち「G TME」との刻印のあるアタッチメントを備
えたドアスコープ用オープナー〔以下「被告製品4」という。〕も侵害品
であるとの趣旨とともとれる部分もあるが、充足性に関する具体的な主張立
証はない。）。（甲30、32、乙31、55、76、90、弁論の全趣
旨）

25 イ 被告各製品の構成

被告各製品で共通する本体部分（DS）の客観的な形状は、別紙「被告

製品説明書（原告ら主張）」の図面及び写真のうち「サムターン挟持部」とされる部分を除いた部分のとおりである。

被告製品1・2の一部を構成する本件アタッチメント1及び同2の客観的
5 形状は、それぞれ別紙「アタッチメント目録」1及び2の写真のとおり
である。また、被告製品3の一部を構成する本件アタッチメント3の客観
的
形状は、令和5年7月までは別紙アタッチメント目録3①の写真のと
おり
10 であつたが、一定の変更が加えられた同年8月以降は別紙アタッチメン
ト
目録3②の写真のとおりである。

ウ 構成要件充足性

10 被告各製品は、いずれも構成要件C、D、F及びHを充足する（構成要
件A、B、E及びGの充足性につき、争いがある。）。

ただし、被告製品1・2は、その先端部である本件アタッチメント1及
び同2が「先端部のサムターン挟持部によってサムターンの両側に設けら
れた
15 プッシュボタンを押下しつつ挟持することができる」（構成要件G）
を充足する（同文言を被告製品3の先端部である本件アタッチメント3が
充足する
かには争いがある。）。

(5) 原告らの警告等（甲6ないし11）

原告らは、令和5年2月22日付け警告書により、被告に対し、その製造
20 販売に係る商品名を●●●●●●●●とする解錠器具が本件発明の技術的範
囲に属し、本件特許権を侵害するとして、その販売等の差止めを求めると
ともに、損害賠償請求に必要な資料の開示を求めたが、被告は、同年3月17
日付け回答書により特許権侵害を争う旨を回答した。

原告らは、同年4月10日付け警告書により、被告に対し、再度、●●●
●●●●●●が本件発明の技術的範囲に属すると伝えたが、被告は、同月25
25 日付け回答書により特許権侵害を争う旨を回答した。

原告らは、令和5年6月15日付け（同月16日到着）の警告書により、

被告に対し、改めて●●●●●●●●の販売等の差止め及び損害賠償請求に必要な売上資料等の開示を求めたが、被告はこれに応じなかった。

原告らは、同年9月21日、本件訴訟を提起した。

(6) 時効の援用

5 被告は、令和5年11月13日の弁論準備手続期日において、原告らに対し、本件訴訟提起の3年より前に発生した損害賠償請求権につき、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

3 争点

(1) 本件発明の技術的範囲への属否（争点1）

10 具体的には、構成要件A、B、E及びGの充足性

(2) 先使用の抗弁の成否（争点2）

(3) 本件特許の無効理由の有無（争点3）

ア サポート要件違反の有無（争点3-1）

イ 新規性欠如の有無（争点3-2）

15 ウ 被告の従来製品を主引用発明とする進歩性欠如の有無（争点3-3）

エ 乙19発明を主引用発明とする進歩性欠如の有無（争点3-4）

(4) 消滅時効の成否（争点4）

(5) 損害の有無及び額（争点5）

第3 争点についての当事者の主張

20 1 争点1（本件発明の技術的範囲への属否）について

被告製品1・2の構成についての当事者の主張は、別紙「製品の構成」の「原告らの主張」欄及び「被告の主張」欄各記載のとおりである。

また、被告製品3の構成について、原告らの主張は被告製品1・2に係るものと同じである一方、被告の主張も構成gに係る部分を除き被告製品1・2に係るものと同じである。被告は、被告製品3につき、「サムターン挟持部をサムターンの位置に適合させてサムターンを挟持し、操作部を通じて線条材を操

25

作してサムターン挟持部を回動させることで、解錠を行う。」（構成 g）を備えていないとしている。

(1) 構成要件 A の充足性

【原告らの主張】

5 ア 「略コ字形状のフレーム部」の意義

特許請求の範囲の記載は「略コ字形状のフレーム部」であるから、フレーム部の全体の形状が略コ字である必要はあるが、フレーム部を形成する部品の形状や組合せについて限定はない。本件明細書には、実施例として、フレーム部が 3 つの構成要素から成る構成が記載されているが、「2 つの
10 構成要素から形成することも可能である」（【0036】）と記載されているように、フレーム部の構成要素の個数は問わないとされている。

また、「略コ字形状」とは、「コ」の片仮名文字どおりに完成した形状だけを意味するものではなく（本件明細書【0038】参照）、同じ方向を向いたほぼ平行な 2 つの横辺とその両横辺とほぼ直角に交叉する関係状態のもとで、その両横辺の一端部同士を繋ぐ 1 つの縦辺とから成る形状で
15 ありさえすれば、部分的な変形等の僅かな誤差（相違）があっても、同じ機能及び作用効果を果たす限り、「略コ字形状」といえる。

イ 構成要件充足性

被告各製品のフレーム部は、比較的長い略 L 字形状の基端側フレーム部（110）と比較的に短い略 L 字形状の先端側フレーム部（130）と
20 を抜き差し可能な嵌合状態に連結されたもので、全体的な略（ほぼ）コ字形状に枠組みされているから、「略コ字形状のフレーム部」に当たる。

なお、被告の主張するようにフレーム部の形状が「略山型」や「略駒型」であるとしても、これは上記「略 L 字形状」に当たる。また、フレーム部のコーナー部の一部が円弧状に弯曲しておらず、角ばった傾斜直線状に折れ曲がっていたとしても、作用効果との関係では当該形状に特別の技術的
25

意義はないから、全体としてほぼ（概略的に）コ字形状であるといえる。

以上のとおり、本件発明と被告各製品のフレーム部の形状に相違はなく、フレーム部の構成要素の個数は構成要件充足性の有無と無関係であるから、被告各製品は構成要件Aを充足する。

5 **【被告の主張】**

ア 意義

本件明細書には、実施形態（【0022】【0027】【0034】【図1】【図2】【図4】）において、フレーム部が3つの部品から成り、各部品の具体的な組合せが詳細に示されており、同構成以外の構成を想定した図面はない。また、本件明細書には、「略コ字形状のフレーム部」が「基端側フレームと中央フレーム部と先端部フレーム部」の3つの構成要素からなるとの記載（【0016】）があり、その他にも3つのフレーム部からなることを前提とした記載がある（【0021】【0028】【0034】等）。よって、フレーム部は、3つの構成要素から成ることが必要である。

イ 構成要件充足性

被告各製品は、略山型形状のフレーム本体（「山型フレーム」）と、サムターン挟持部が位置する先端部が略鉤型となった棒状のフレーム（「鉤型フレーム」）の2つの構成要素からなる。そして、山型フレームでは角に面があること、鉤型フレームでは先端部が丸い鉤型となっており、かつ短辺側の長さが山型フレームの大きさに比して著しく短くなっているため、両者を組み合わせた場合でも全体として「略コ字形状」にはならない。

このように、被告各製品は、①2つのフレームを組み合わせた場合に略コ字形状にはならず、②本件発明では3つの構成要素からなるフレーム部を想定しているのに対し、被告各製品のフレーム部は2つの構成要素からなることから、「フレーム部」の構成が異なっている。

よって、被告各製品は構成要件Aを充足しない。

(2) 構成要件Bの充足性

【原告らの主張】

ア 「フレーム部の内部を挿通する」の意義

5 特許請求の範囲において、フレーム部を管体に限定する記載はない。また、本件明細書には「フレーム部は、必ずしも管体でなくても実施することは可能である」（【0039】）との記載があり、【図4】に示された「他の実施形態」では、管体の半分を部分的に切り欠いた断面半円形のフレーム部の構成が記載されており、本件発明のフレーム部が管体以外の形態を採用し得ることが想定されている。

イ 構成要件充足性

10 被告各製品の溝部（スリット）（3a）は線條材（150）を外部へ導出させるものではなく、線條材（150）をフレーム部（100）に挿通させた上でファイバースコープをフレーム部（100）の長手方向に沿って没入状態に配線するために設けたものであり、被告各製品の基端側フレーム部（山型フレーム）（110）と先端側フレーム部（鉤型フレーム）（130）とから成るフレーム部（100）の内部を、可撓性の線條材（150）が挿通している。上記フレーム部（100）がその全長に亘る閉鎖断面形状（中空体）でなく、その長さの途中で断面略半円状や断面略C字形の部分があっても、またその一部分に複数の長孔（3b）や丸い止めネジ受け入れ孔（1b）が開口分布されていても、そのフレーム部（100）の内部へ可撓性の線條材（150）を通し込むことができている。また、仮に、フレーム部が管体に限定されると解するとしても、被告各製品のフレームはいずれも管体であり、管体である山型フレーム（110）の基端側（入口側）から、同じく管体である鉤型フレーム（130）の先端側（出口側）までの全長に亘って、可撓性を有する線條材（150）が通し込ま

れている以上、その長さの途中の一部分に言わば窓（スリット（3 a）や止めネジ受け入れ孔（1 b））が開口していることを理由として、線條材（150）が「挿通」していないということとはできない。

よって、被告各製品は構成要件Bを充足する。

5 **【被告の主張】**

ア 「フレーム部の内部を挿通する」の意義

本件明細書（【0022】【0027】【0034】）には、フレーム部が管体であると記載されている。フレーム部が管体でなければ、本件発明にかかるオープナーをドアスコープから挿入した状態で3つのフレームを長短伸縮自在になるように接合できず、基端側の操作部を把持して、フレーム部の長さを適宜伸長又は短縮してオープナー先端部に位置するサムターン挟持部を扉のサムターンの位置に適合させるという本件発明の作用効果（【0015】参照）を実現することは困難であるから、管体でないフレーム部は、本件特許の特許請求の範囲には含まれない。そして、「管」とは「気体・液体などの輸送に用いる長い中空のもの。」であり、「管体」は細長い筒状のもの、すなわち切断面が閉じた形状のものを指すものと解される。

よって、「フレーム部」の形状は、内部が空洞になった管体（細長い筒状の形状）に限定される。

イ 構成要件充足性

20 被告各製品のフレーム部のうち、鉤型フレームには溝部が設けられ、切断面が略半円状となっている。また、フレームの長手方向に縦長の穴が複数空いている。したがって、被告各製品のフレーム部は「管体」ではない。

以上から、被告各製品は、構成要件Bを充足しない。

(3) 構成要件E及びG（「これにより」の文言）の充足性

25 **【原告らの主張】**

ア 「フレーム部の中央部分」の意義

本件発明の構成要件Eを含む構成全体について、その発明の目的・作用効果との因果関係を考慮すると共に、本件明細書において「中央部分」を「中間部分」の意味として説明されている（【0022】【0029】）ことを踏まえると、その「フレーム部の中央部分」とは、「略コ字形状」の中央部分、即ち略L字形状をなす基端側フレーム部（11）のコーナー部と、略L字形状をなす先端側フレーム部（13）のコーナー部との相互間（ほぼ平行な両横辺の一端部同士を繋ぐ縦辺の長さ分）を意味すると解される。

イ 「長手方向に伸縮自在」の意義

特許請求の範囲において、フレーム部の伸縮の手段及び構造を限定する記載はない。また、本件明細書には、「フレーム部の中央部分を伸縮自在及び回転不能とする構成は、全く自由に設計することができる。」（【0035】）、「フレーム部中央の伸縮構造も全く自由である。」（【0039】）との記載がある。ここで、「伸縮」はフレーム部（10）の長さに関することであるから、「中央部分」が固定された中央の厳密な1点を意味しないことは明白である。そして、本件明細書の記載（【0023】【0026】【0028】【0034】【0036】）にも照らせば、「長手方向に伸縮自在に形成され」とは、フレーム部（10）の長さを自由自在に長短伸縮（長く又は短く変更／調整）できるように形成されたことを意味する。

ウ 構成要件充足性

被告各製品のフレーム部（100）は、基端側フレーム部（山型フレーム）（110）と先端側フレーム部（鉤型フレーム）（130）との2つから成り、各フレームはいずれも略L字形状をなすものとして、ほぼ直角のコーナー部を有するため、そのコーナー部同士の相互間が「フレーム部の中央部分」であるということが出来る。

また、被告各製品のフレーム部（100）を構成する2つのフレームは、その長手方向に沿って自由自在に摺動できるように差し込み嵌合された連結状態にあり、その何れか一方を他方から離れるように又は双方を互いに離反するように摺動すれば、フレーム部（100）の長さが伸長する一方、
5 同じく何れか一方を他方へ又は双方を互いに接近するように摺動すれば、フレーム部（100）の長さが短縮するため、構成要件Eの「伸縮自在」を実現する構成に該当する。被告各製品の鉤型フレーム（先端側フレーム部）（130）に複数の長孔（3b）を開口分布することも、その長孔（3b）の開口長さの範囲で長さを伸縮させることが可能となり、構成要件E
10 の「伸縮自在」を実現するための構成である。長孔（3b）を利用してフレーム部（100）の長さを長短伸縮（変更／調整）している。

よって、被告各製品は、構成要件Eを充足し、これを前提とする構成要件G（「これにより」）も充足する。

【被告の主張】

ア 「フレーム部の中央部」の意義

上記のとおり、本件発明におけるフレーム部は3つの部品から構成されるから、構成要件Eの「フレーム部の中央部分」は、フレーム部が3つのフレームから成る構成を前提に、その中央フレーム部を意味する。

イ 「長手方向に伸縮自在」の意義

本件発明は、「覗き穴と錠との間隔距離も、扉により相違があるため、器具の長さを容易に変更できること」という課題（【0007】参照）を解決するために、ドアスコープの穴部から室内に挿入した後に、基端側の操作部を把持して、中央フレーム部の長さを適宜伸長又は短縮してオープナー先端部に位置するサムターン挟持部を扉のサムターン位置に適合させることができるという構成を採用した。そして、本件明細書の記載（【0015】【0024】【0026】）によれば、本件発明は、これをドアス
20
25

コープから挿入した後に、フレーム部の長さを適宜伸長又は短縮して先端部をサムターンの位置に適合させること及び、線條材を介してサムターン挟持部を回動させることという2つの作用によりサムターンを解錠するオープナーであるといえる。

5 そうすると、構成要件Eの「伸縮自在（自由に伸ばしたり、縮めたりできること）に形成され」とは、ドアスコープから挿入した後に、サムターンの位置に適合するよう調整するために、操作部を手前に引っ張ることによって「自由に伸ばしたり、縮めたりできる」ことを意味する。そして、「伸縮自在」とは、「自在」が「束縛も支障もなく、心のままであること。10 思いのまま。」を意味すること、構成要件Eに対応する課題（【0007】）や「開閉自在」のクレーム解釈に関する裁判例の判示にも照らせば、構成要件Eの「伸縮自在」とは、フレーム部の中央部分はその長手方向に伸縮することに支障がないこと、伸縮が思いのままというニュアンスを含み、伸縮の容易性を意味すると解され、フレーム部の中央部分の長さを調整で15 きるものすべてがこれに含まれるものではない。

ウ 構成要件充足性

 被告各製品では、2つのフレームしか存在しないから、「フレーム部の中央部分」なる構成は存在しない。仮に、上記2つのフレームの連結部を「フレーム部の中央部分」と解したとしても、その連結部はフレーム（10 00）の中で先端部寄りに位置しているから「中央部分」ではない。

 また、被告各製品は、ドアスコープに挿入した後にフレームの長さを調節するのではなく、ドアスコープから挿入する前に、ドアスコープと錠の中央部との距離を測定し、その長さに合う山型フレームと鉤型フレームを選び、長さを調整して決めた上でドアスコープに挿入し、山型フレームに25 ある円形の穴と鉤型フレームにある長円の穴を用いてネジでフレームが回動しないよう固定した上で、マイクロスコープの映像を確認しながらサム

ターン挟持部をサムターンに適合させるのである。このように、被告各製品は、2つのフレームをネジ留めして固定し、周方向に相対回転することも、長さ方向に摺動することもできない状態にして、解錠作業を行うものであり、フレームの伸縮を利用して解錠を実現するものではなく、マイクロ
5 スコープの映像で確認しながらサムターン挟持部をサムターン位置に適合させるものであるから「伸縮自在」ではない。

よって、被告各製品は、構成要件Eを充足せず、これを前提とする構成要件G（「これにより」）も充足しない。

(4) 構成要件Gの充足性（被告製品3関係）

10 【原告らの主張】

被告製品3の先端部分を構成する本件アタッチメント3も、被告製品1・2の本件アタッチメント1及び同2と同様に、プッシュボタン付きのサムターンのプッシュボタンを押下しつつ挟持し、これを回転させることで解錠
15 することができるから、「先端部のサムターン挟持部によってサムターンの両側に設けられたプッシュボタンを押下しつつ挟持することができる」（構成要件G）を充足する。

なお、被告は、本件アタッチメント3について令和5年8月の前後で寸法を変更したと主張するが、当該変更があったかは明らかではないし、少なくとも充足性に影響を与える変更があったとはいえない。

20 【被告の主張】

本件アタッチメント3に対応する錠前はプッシュボタンのないサムターンであり、本件アタッチメント3ではプッシュボタン付きのサムターンを押下して解錠することはできないから、これを先端部とする被告製品3は、「先端部のサムターン挟持部によってサムターンの両側に設けられたプッシュボ
25 タンを押下しつつ挟持することができる」（構成要件G）を充足しない。

2 争点2（先使用の抗弁の成否）について

【被告の主張】

被告は、平成15年には被告製品1・2の試作品（ファイバースコープを除く部分）を製作し、遅くとも平成18年頃には、被告製品1・2を完成させ、執行裁判所や警察から依頼を受けた解錠業務にこれを使用していた。

5 よって、被告は、その当時行っていた事業（解錠器具の製造販売業務、使用〔解錠〕業務）の範囲において先使用权を有する。

【原告らの主張】

否認し、争う。

10 プッシュボタン付きサムターンの出現の経緯、施解錠器具の製造メーカーや解錠業者等による解錠器具開発の経過、被告が過去に特許出願した解錠器具に係る発明の内容や出願時期からすれば、被告がプッシュボタン付きサムターンに対応可能な被告各製品を被告主張の時期に完成していたことはあり得ない。また、被告がこれまで製造等してきた解錠器具の商品名はすべて「●●●●●●●●●●」であり、その形状は時期によって変遷しているから、商品名が同じまま
15 までであったとしても、以前の「●●●●●●●●●●」の形状が平成29年頃以降に製造販売されている「●●●●●●●●●●」の形状と同一であったとはいえない。

3 争点3-1（サポート要件違反の有無）について

【被告の主張】

20 本件発明におけるフレーム中央部分は、フレーム部の先端部に設けられたナット部材と螺合した、細い銅線をらせん状に巻回した線條材を長手方向前方に移行させることにより伸長すると解されるが、特許請求の範囲には、フレーム中央部分を伸縮自在にするための構成である「線條材が銅線をラセン状に巻回した形状であること」や「線條材のネジ棒が先端側フレーム部の先端部に設け
25 られたナット部材と螺合していること」（【0029】参照）が反映されておらず、請求項に、発明の課題を解決するための手段が記載されていない。

また、本件明細書には、フレーム部の「伸縮自在」の構成要件E及びFを実現するための構成として次の2つの具体的構成が開示されており、構成要件Aのフレーム部及び構成要件Bの線條材について、この2つの具体的構成を備えることが不可欠となるが、請求項にこれらの構成は特定されていない。

5 ① フレーム部（基端側フレーム、中央フレーム部及び先端フレーム部）の各連結部を角型管体にするなどして周方向に相対回動不能とし、かつ摺動可能なように嵌合させる構成（以下「具体的構成①」という。）。【0022】【0023】

10 ② フレーム部の先端部に設けられたナット部材と線條材の先端部を螺合させてフレーム部と線條材を連結する構成（以下「具体的構成②」という。）。【0029】

15 このように、本件特許は、請求項において、本件明細書に記載された本件発明の課題（覗き穴と錠との間隔距離も、扉により相違があるために、器具の長さを容易に変更できるとの課題、及び、サムターン挟持部をサムターン位置に適合させ、プッシュボタンを押してサムターンを回して解錠を実現するとの課題）を実現するための手段が具体的に反映・記載されていないから、サポート要件違反の無効理由がある。

【原告らの主張】

20 本件発明の課題を解決するための手段は、構成要件E及びFそのものとして具体的に記載されている。すなわち、本件発明の課題は、ドアスコープの穴部（覗き穴）とサムターン（錠）との間隔距離が、扉（現場の状況）ごとに相違・変化していても、その相違・変化に応じて容易に解錠できるようにすることにあり（本件明細書【0007】、【0013】）、この課題を解決するための手段は、本件発明の請求項1（独立請求項）において、「フレーム部の中央部分
25 がその長手方向に伸縮自在に形成され」（構成要件E）と記載され、これに対応する技術的事項は本件明細書に記載されている（同【0008】【0009】

【0013】【0015】【0016】【0023】【0024】【0026】
【0028】【0034】ないし【0036】【0039】）。このように、発
明の課題を解決するための手段である本件明細書記載の上記技術的事項と、請
求項1に特定記載された構成（構成要件E）とは、実質上同じとして対応する
5 関係にある。なお、被告指摘の2つの構成は、一実施形態にすぎない。

よって、サポート要件違反の無効理由はない。

4 争点3-2（新規性欠如の有無）について

【被告の主張】

上記2の【被告の主張】のとおり、被告は、本件特許出願の4年以上前であ
10 る平成18年には、被告製品1・2と同一の形状の製品を完成させ、執行裁判
所や警察から依頼を受けた解錠業務に使用しており、解錠の際、執行官や警察
官、関係者らが使用された製品を目にしていた。

よって、本件特許の出願された平成22年7月の時点で、被告製品1・2の
解錠技術は公知であったといえるから、本件発明は新規性を欠き、新規性欠如
15 の無効理由がある。

【原告らの主張】

上記2の【原告らの主張】のとおり、被告が解錠業務に使用していた解錠器
具は時期を問わず全て「●●●●●●●●」との商品名であったが、平成22
年7月以前に被告が製造使用していた「●●●●●●●●」の構成は明らかで
20 はなく、被告各製品と同一の構成であるとはいえない。

よって、本件特許の出願時点において、被告各製品の構成が公知であったと
はいえないから、被告主張の新規性欠如の無効理由はない。

5 争点3-3（被告の従来製品を主引用発明とする進歩性欠如の有無）につい て

【被告の主張】

(1) 相違点

上記4の【被告の主張】のとおり、被告は、遅くとも平成18年頃には、被告製品1・2と同じ形状の製品を完成させ、解錠業務で使用していたもので、公知技術であったといえるが、本件発明との相違点は、次のとおりである。

- 5 ア サムターン挟持部をサムターンの位置に適合させて解錠する技術（本件発明では、解錠器具をドアから挿入した状態で、操作部を基端部側へ押し込んだり引き出したりすることで、組み合わされたフレーム部を摺動させてフレーム部の中央部分を伸縮させ、ドアの内側に位置するサムターン挟持部の位置をサムターンに適合させて解錠を行うのに対し、被告製品1・
- 10 2では、ネジ留めした状態でしかサムターン挟持部をサムターンに適合させることができず、また線條材の先端のネジ棒と先端側フレームの先端部が連結していないため、フレーム部の長さ調整をする際には、フレームの大部分をドアから引き出し、2つのフレームの連結部に留めてあるビスを抜いて手で長さを調整し、再度ビスを留めなければならない、またサムター
- 15 ン挟持部は、マイクروسコープの映像を確認しながらサムターンの位置に適合させる点)
- イ フレーム部の形状及び線條材の形状・配置（本件発明では、フレーム部は中空で断面図が円形となる「管体」であって、フレーム同士は容易に離脱しないよう箆合され、かつネジ留め等をしなくてもフレーム同士が周方向に回転不能となっており、そのフレーム部の内部に線條材が「挿通」さ
- 20 れているのに対し、被告製品1・2では、フレームの一部は断面が半円状となる形状であって「管体」ではないため、フレーム同士は組み合わせても容易に離脱し「箆合」しておらず、ネジ留めをしていない状態では周方向に相対回転するものであり、線條材はそのフレーム部に沿わせて配置さ
- 25 れているにすぎない点)
- ウ フレーム部の構成及びフレーム部全体の形状（本件発明では、フレーム

部は3つのフレームから成り、フレーム部が全体として略コ字形状であるのに対し、被告製品1・2では、フレーム部は2つのフレームから成り、全体として略L字形状である点)

(2) 容易想到性

5 ア 上記アの相違点については、乙17文献と乙18文献に開示された技術を組み合わせれば、線條材の先端部をフレーム部の先端部に連結させることで、線條材を押し引きしてその先端部の位置を上下させるのに合わせて、
10 嵌合させたフレーム部が摺動するという同相違点に係る本件発明の構成が導かれる。そして、上記技術は、技術分野を問わない公知技術であるから、
 これと本件特許と同じ解錠器具の発明である乙17発明を、従来の被告製品に組み合わせることは、技術分野及び課題が共通するから容易である。

 イ 上記イの相違点については、線條材の押し引きによってフレームを摺動させてサムターン挟持部をサムターンの位置に適合させることを課題として
15 検討した場合、被告製品1・2のようにフレーム同士をネジで固定することはできないから、代わりにフレームを「管体」にして「嵌合」させ、摺動した際にフレーム同士が容易に離脱しないようにし、かつ摺動させた際に
 サムターン挟持部の向きが変わってしまわないようにフレーム同士を周方向に相対回動不能な形状とすることは、一般的知識をもって容易想到である。

20 ウ 上記ウの相違点については、フレームの個数を2つから3つに増やすことは一般的な知識に照らして容易想到である。

(3) 以上から、当業者において、被告製品1・2の構成に係る公知の発明に、乙
25 17発明及び乙18文献に開示された技術を組み合わせることによって本件発明の構成を容易に想到することができるから、本件特許には、進歩性欠如の無効理由がある。

【原告らの主張】

上記4の【原告らの主張】のとおり、本件特許出願時における被告の製品の具体的な構成は不明である上、被告が解錠業務に使用したとする具体的な時期も不明であるから、被告が主張する製品構成が公知であったとはいえない。よって、同製品が公知であったことを前提とする進歩性欠如の無効理由はない。

5 6 争点3-4（乙19発明を主引用発明とする進歩性欠如の有無）について

【被告の主張】

(1) 乙19発明の構成

乙19文献には、次の構成が開示されている。

a コ字状ロッド

10 b の片側垂下部に、グリップと伸縮式アンテナ状ロッド又はガイドロッドを連結し、

c 上記コ字状ロッドの他端垂下部の先端には、継手を介してゴムチューブの内部にコイルばねを埋め込んだ着脱自在のアタッチメントを連結したこと

15 d を特徴とするサムターン解錠器具

(2) 相違点

本件発明と乙19発明は、次の点で相違する。

ア 乙19発明では、コ字状ロッドの内部は空洞となっておらず、内部を挿通する部材も存在せず、ドアスコープからの挿入後にコ字状ロッドの長さを調整して先端のアタッチメント部の位置を調整することはできないのに対して、本件発明では、略コ字形状のフレーム部の内部が空洞の管になっており、その内部を挿通する部材を先端部側へ押し込んだり、基端部側へ引き抜いたりすることによって、フレーム部を摺動させ、先端のサムターン挟持部の位置を調整することができる点

25 イ 乙19発明では、先端部にはサムターンに引っ掛けるアタッチメントは存在するが、サムターン及びそのプッシュボタンを挟持する挟持部は存在

しないのに対し、本件発明では、フレーム内部を挿通する部材（線條材）と、フレーム先端及び線條材の先端に連結されたサムターン挟持部が存在し、基端部側で操作部を操作して線條材を回動させることで、先端部側でもこれを中心としてサムターン挟持部が回動する点

5 (3) 容易想到性

ア 上記(2)アの相違点については、乙19発明に乙17文献及び乙18文献に開示された技術を組み合わせれば、略コ字形状の解錠器具全体を中空の管体とし、かつそこに基端側から押し引きできる柔軟性のある素材を挿通させて、先端部の位置を調整するという当該相違点にかかる本件発明の構成に想到することができる。そして、乙17発明が、本件発明と同じド
10 アスコープから差し入れて用いるサムターン解錠器具であること、乙18発明は昔から多用されてきた技術であることからして、乙17発明や乙18発明を主引用発明に組み合わせることは容易想到である。

イ 上記(2)イの相違点については、同相違点に係る本件発明の構成は、プ
15 ッシュボタン付きのサムターンでも、プッシュボタンを内部側に押し込んでロックを解除できるように採用された構成である（本件明細書【0007】）。プッシュボタンを押し込んだうえで、サムターンを回動させることができる構成として、先端のアタッチメント部の形状を、人間の手で解錠がなされる場合と類似する「挟持部」の形状とすることは、当業者の一般的な知識でもって容易想到といえ、技術的な支障もない。また、サムター
20 ンを解錠するためには、挟持した後、挟持部を回動させる必要があるが、基端側で線條材を回動させることで、その先端側に連結された挟持部を回動させるという仕組みは、紐の一端を回転させると他方の端も回転するという一般的な知識でもって容易想到といえるし、従前からバイクのスピードメーター等においても、ワイヤを通じて回転を伝えるという技術が用いられてきた（乙20参照）。よって、同相違点にかかる本件発明の構成は、
25

乙19発明に当業者の一般的な知識を組み合わせることで容易想到といえる。

(4) 以上から、本件特許には、乙19発明を主引用発明とする進歩性欠如の無効理由がある。

5 **【原告らの主張】**

乙19発明及び乙17発明は、本件明細書において従来技術として説明されており、本件特許は、これらが従来技術として存在することを前提に特許査定がされたことに照らせば、乙19発明を主引用発明とする進歩性欠如の無効理由がないことは明らかである。

10 また、乙19発明における「サムターン解錠器具及びその操作方法」の構成は、本件発明の構成要件A以外のすべての構成要件の構成を備えておらず、構成要件Aに相当するコ字状ロッド(4a)も、中央部がその長手方向に伸縮自在(構成要件E)に形成されておらず、操作方法も全く異なる。

次に、乙17発明の「扉用解錠器具」は、本件発明のすべての構成要件の構成を備えていない。乙18文献に開示された伸縮支柱(突っ張り棒)や乙20に開示されたバイクのスピードメーターは、本件発明の目的や用途、技術分野との共通性がなく、進歩性欠如の引用文献になり得ない。

以上から、乙19発明を主引用発明とする進歩性欠如の無効理由はない。

7 争点4(消滅時効の成否)について

20 **【被告の主張】**

本件の提訴日である令和5年9月21日から遡って3年より前に生じた損害賠償請求権は時効消滅した。

【原告らの主張】

25 原告らは、本件提訴前の、令和5年4月10日付け警告(2度目の警告)から6か月以内に本件訴訟を提起した。よって、消滅時効が完成したとしても、時効消滅したのは令和2年4月9日までの侵害に対する損害賠償請求権である。

8 争点5（損害の有無及び額）について

【原告らの主張】

(1) 特許法102条2項の適用

原告らは、平成28年頃までは、各人が部品の製造を分担して本件発明の
5 実施品を製造し、原告Aがまとめて販売していたが、以後は、製造の分担を
せずに各人が本件発明の実施品を製造販売している。

また、原告らは、被告と共通する営業地域で解錠業務を行っている。

よって、原告らは、被告による特許権侵害行為がなかったならば利益が得
られたであろうという事情があるから、その損害の推定について特許法10
10 2条2項を適用することができる。

(2) 販売による損害について

ア 損害額

被告は、令和2年4月10日から令和6年11月までの間における上記
本体及び上記アタッチメント（本件アタッチメント1ないし3のいずれか）
15 の販売によって合計●●●●●●●●●●（＝1本あたりの売上高●●●●●●●●●●
●●●●●●×販売数151本×利益率●●●●）の利益を得たから、同額が
原告らの損害と推定される。内訳は、次のとおりである。

〔内訳〕

(ア) 1本あたりの売上高 ●●●●●●●●●●

20 (イ) 販売数 151本

組合員に対する販売数は年間20本を下らず、主要取引先に対する
販売数は年間13本程度であり、これらの年間合計販売数に上記期間
（4年7か月）を乗じて算出した。

(ウ) 利益率 ●●●●

25 控除すべき経費は、次のとおりであり、1本あたり●●●●●●●●●●
程度であるから、利益率は●●●●となる。

① 材料費

本体 1 セット当たり (省略)

アタッチメント 1 個当たり (省略)

② 外注加工費

アタッチメント 1 個当たり (省略)

(エ) 被告の主張について

被告は、経費として上記①②のほかにもエンドミルに関する材料費、被告の工賃相当額、減価償却費、広告宣伝費等を経費として控除すべきであると主張するが、別紙「材料費・消耗品費一覧」の「原告らの主張」欄のとおり、いずれも控除すべきではない。

また、被告が売上の資料として提出する被告作成のノート（乙 2 9）や納品書（乙 4 5）等の内容は、例えば、「オープナー」との記載部分に後にプッシュボタン付きサムターン以外の錠前に対応するポスト用オープナーを意味する表示である「P.S」の文字が追記されていることが疑われるなど、その内容を信用することはできず、被告主張の売上及び経費の額はいずれも客観的根拠を欠く。被告各製品の売上げの算定について、上記ノートを踏まえるとしても、「P.S」と表記されているものも、実際にはドアスコープ用オープナー（D S）たる被告各製品であったというべきであることなどを踏まえると、別紙「売上高一覧（原告らの主張）」のとおり集計、算定されるものである。

イ 推定覆滅について

別紙「推定覆滅事由」の「販売」の「原告らの主張」欄のとおり、被告の主張する事由は、いずれも推定覆滅事由に当たらない。

(3) 使用による損害

被告は、令和 3 年又は令和 4 年頃に、「 D 」の屋号による業務を長男に承継したが、承継前後を通し、自らの事業として、被告

の損害額合計額●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●である●●●●●●●●●●を下らない。

(5) 小括

よって、令和2年4月10日から令和6年11月までの間の被告の侵害行為によって原告らが被った損害額は、●●●●●●●●●●円となるが、その一部である2500万円（原告ら各人につき各1250万円）の損害賠償を請求する。

【被告の主張】

(1) 特許法102条2項の適用

原告らが、本件特許を実施していないから、損害の算定にあたって特許法102条2項を適用することはできない。

(2) 販売による損害について

ア 限界利益

令和2年9月21日から令和6年11月までの期間における被告製品1・2の販売によって被告が得た利益は、次のとおりで、売上から経費を控除すると利益はない。

(ア) 売上 合計●●●●●●●●●●（税込）

別紙「売上高一覧（被告の主張）」のとおり

(イ) 経費

① 材料費・消耗品費 ●●●●●●●●●●

内訳は、別紙「材料費・消耗品費一覧」の「被告の主張」欄のとおり。

また、被告は、被告製品1・2の製造にあたって、2割程度の割合で失敗することから、その分も経費として控除されるべきである。

② 被告の工賃相当額 ●●●●●●●●●●

③ 工具の減価償却費 ●●●●●●●●●●

特許請求の範囲の記載によれば、構成要件Aは「フレーム部」が「略コ
字形状」であるとの構成であると解されるが、フレーム部の部材の素材や
個数について何ら特定する記載はない。また、本件明細書には、実施形態
としてフレーム部が3つの構成要素から成る構成が複数記載されているが
5 (【図1】ないし【図4】)、「上記実施形態では、いずれのタイプのフレ
ーム部のものも3つの構成要素から形成したが、これを2つの構成要素か
ら形成することも可能である」(【0036】)と記載されている。そう
すると、構成要件Aの「フレーム部」は、2つの構成要素から構成される
フレームも含まれると解されるもので、「フレーム部」が3つの構成要素
10 から成るものに限定されるとの被告の主張は採用できない。

また、「略コ字形状」とは、特許請求の範囲及び本件明細書において字
義以上に限定解釈する記載は見当たらないことからすれば、字義どおり「概
ねコの字の形状」であることを意味すると解される。

イ 構成要件充足性

15 被告各製品のフレーム部は、2つのフレームから成り、うち1つは略L
字形状であり、うち1つも略L字形状であるところ、これらを組み合わせ
ると全体として略コ字形状を形成することが認められる(別紙「被告製品
説明書(原告ら主張)」の図7参照)。

以上から、被告各製品は、構成要件Aを充足する。

20 (2) 構成要件Bの充足性について

ア 意義

特許請求の範囲には、「可撓性を有する線條材」が「フレーム部の内部
を挿通する」との記載があるが、フレーム部の構成や素材を限定する記載
はない。また、本件明細書には、実施形態として、フレーム部が管体又は
25 金属製管体から成る構成(【0022】【0027】【0034】)が示さ
れているが、あくまで実施形態の一例であり、「フレーム部のサイズ、材

質等は、適宜自由に設定することができる。」（【0037】）、「更には、フレーム部は、必ずしも管体でなくとも実施することは可能である。」

（【0039】）との記載もある。そして、「挿通」とは「孔に通すこと。刺し通すこと。」（特許技術用語集第3版）を意味し、「孔」とは「くぼんだ所。または、向こうまで突き抜けた所。」（広辞苑第7版）を意味することからすれば、上記フレーム部は筒状であることや切断面が閉じた状態であることを要するものとはいえない。

以上から、フレーム部を細長い筒状のものであって切断面が閉じた形状である管体に限定すべきであるとする被告の主張は採用できない。

イ 構成要件充足性

被告各製品は、可撓性を有する線條材が、2つのフレーム部の内部を突き抜けて通っていることから、構成要件Bを充足する。

(3) 構成要件Eの充足性について

ア 意義

(ア) 「中央部分」

特許請求の範囲には、「フレーム部」に「中央部分」が存在し、当該「中央部分」が「その長手方向に伸縮自在に形成されている」との記載があるが、具体的な「中央部分」の位置や範囲、伸縮の時期や方法を特定する具体的な記載はない。また、本件明細書には、実施形態において上記中央部分が伸縮する具体的な伸縮の時期や方法を限定する記載もない。加えて、本件明細書の実施形態（【図1】【図2】）においても、「中央部分」に相当する「12中央フレーム部」が上記各フレームの端部を除いた広い範囲を指すことが示されており、「例えば、基端側フレームと先端側フレーム部の中央部分側の直線状の長さを長く形成して、一方端部を他方端部に嵌入させる構成を採用すればよい」（【0036】）との記載があることに照らせば、「フレーム部の中央部分」とは、フレ

ーム部の基端側と先端側の端部の間にある伸縮自在な部分であることを意味すると解すべきである。よって、「中央部分」をフレーム全体の物理的な長さの中間地点に限定されるとの被告の主張は採用することができない。

5 (イ) 「伸縮自在」

特許請求の範囲には、単にフレーム部の中央部分が「伸縮自在」の構成であるとの記載があるにとどまり、具体的な伸縮の時期や手段に関する記載はない。また、本件明細書には、実施形態において、操作部を操作しながら伸縮させる構成が示されているが(【0024】【0026】)、
10 「フレーム中央部の伸縮構造も全く自由である」(【0039】)との記載もあることからすれば、フレーム部の中央部分が「伸縮自在」となる時期は特段限定されていないと解される。

この点、被告は、本件発明の課題(【0007】)との関係も指摘した上で、フレーム部の中央部分が「伸縮自在」となるのは、解錠器具を
15 ドアスコープの穴部から室内に挿入した後に限定される旨主張するが、本件発明の課題の記載(【0007】)には、被告の指摘するような操作手段に限定する記載はないから、被告の主張は採用できない。

イ 構成要件充足性

被告各製品は、2つのフレーム部を組み合わせて構成されたフレーム部
20 全体の両基端部の間部分が伸縮する構成であるから、構成要件Eを充足する(上記のとおり、伸縮の時期、すなわち「伸縮自在」となる時期や手段は限定されない以上、被告各製品の上記フレーム部がドアスコープに挿入する前に伸縮幅を調整して固定されることは、上記充足性に何ら影響するものではない。)

25 (4) 構成要件Gの「先端部のサムターン挟持部によってサムターンの両側に設けられた押しボタンを押下しつつ挟持することができる」の充足性(被

告製品3関係)及び「これにより」の充足性

ア 被告各製品のうち被告製品1・2は、プッシュボタン付き錠前に対応する本件アタッチメント1及び同2を先端部に備える解錠器具であり、本件アタッチメント1は挟持部たるバネ板間の幅が比較的狭く、プッシュボタンが平板上のサムターンの上下両平面に付いている錠前に対応し、本件ア
5 アタッチメント2は挟持部たるバネ板間の幅が比較的広く、プッシュボタンが、サムターンの広い幅側両端に付いている錠前に対応するものとして販売されている(乙75、90)が、いずれについても、当該プッシュボタンを各アタッチメントの先端で押下しながら挟持し、これを回転して解錠
10 させる構成を有するといえるから、構成要件Gの「先端部のサムターン挟持部によってサムターンの両側に設けられたプッシュボタンを押下しつつ挟持することができる」を充足する(被告もこの点を争うものではない)。

また、構成要件Eに係る上記(3)の説示も踏まえれば、「これにより」(構成要件G)も充足するものといえる。

15 イ 一方、被告製品3は、その先端部に本件アタッチメント3を備えるものであるが、「先端部のサムターン挟持部によってサムターンの両側に設けられたプッシュボタンを押下しつつ挟持することができる」構成となっていることの十分な立証があったとは認められない。すなわち、被告製品3を用いた実証実験の動画(乙77の1ないし4)では、本件アタッチメン
20 ト3がプッシュボタン式のサムターンに適した形状等となっておらず、繰り返し、プッシュボタンを押しながらの挟持及びこれを前提とする解錠を試みても困難な様子が示されている。被告の販売上の表記を見ても、本件アタッチメント3は、本件アタッチメント1・2とは対照的に、プッシュボタンのない錠前に対応する製品として位置づけられており(乙55、9
25 0)、プッシュボタン式のサムターンに適した形状等ではないことを裏付けるものといえる。

この点、原告らは、本件アタッチメント3を備えた被告製品3でも、平板上のサムターンの上下両平面に押しボタンが付いている錠前の押しボタンを押しながら挟持し、解錠する様子を撮影した動画（甲33の4）を提出するが、本件アタッチメント3のバネ板間の幅は本件アタッチメント1のそれよりも広く、その形状等が上下両平面に押しボタンを付したサムターンの形状等と整合していないながらも、かろうじて、押しボタンを押しながらの挟持及び解錠をしたという印象を拭うことができない。また、原告らは、本件アタッチメント3の両バネ板部に輪ゴムを巻き付けることで、バネ板間の幅が狭まり、輪ゴムの摩擦力もあわさることで、押しボタン付きサムターンの形状等との整合性が高まり、押しボタンを押しながらの挟持、解錠との操作が行いやすくなる様子を撮影した動画も提出する（甲33の3）が、このことは、輪ゴムのない状態での上記操作が容易でないことを示すものともいえる（なお、被告製品3にとって、輪ゴムはその構成の一部をなすものではないから、輪ゴムを本件アタッチメント3に巻き付けている状態そのものをもって、構成要件Gの充足性の直接の根拠とできるものでもない。）。

ここで、本件発明の内容や特徴に照らし、「先端部のサムターン挟持部によってサムターンの両側に設けられた押しボタンを押下しつつ挟持することができる」の要件は、当業者において、容易に解錠操作を行うことができる程度に、サムターンの両側に設けられた押しボタンを押下しつつ挟持できる構成をサムターン挟持部に求めるものと解されるどころ、上記の検討に照らせば、被告製品3がこれを充足すると認めるに足りる立証がされているとはいえないものである。

なお、原告らの主張には、前記前提事実(4)アに記載のとおり、被告製品4も本件発明の技術的範囲に属するとの趣旨と読み取れる部分があるが、この点を具体的に主張立証するものではない上、被告製品4のアタッチメ

ントのバネ板間の幅は、一見して被告製品3のそれよりも広く（甲30）、被告製品3の構成要件Gの充足性が否定される以上、被告製品4の充足性も認められないといえる。

ウ　ところで、被告製品3の本構成要件充足性については、侵害論の時点では明示的な争点となっていなかったが、損害論の審理の過程において、損害論算定の対象製品につき、本件アタッチメント3を備える被告製品3も含まれるとする原告らと、これが含まれないとする被告との間で見解の相違があることが判明し、新たな争点となったものである。

特許権侵害訴訟における2段階審理の観点からすれば、本来損害論で充足論に関する争点が追加され、新たな攻撃防御方法が提出されること自体は望ましいものではない。しかし、本件でこのような経過をたどったのは、原告らによる被疑侵害品の特定が十分でなかったこともあり、この点の当事者間の認識が齟齬したままで審理が進められたことに起因する面がある。そのため、この点を争う旨の明示的な主張が損害論の段階で初めてなされたことが、被告の重大な過失によるものと言い切れるものではなく、また、実際の審理としても、この点について時機に後れた防御方法である旨の申立て、指摘等はされないまま、双方ともに主張立証を尽くしたものであるため、当裁判所としても侵害論に係る1争点として整理し、上記のとおり判断するものである。

(5) 小括

以上によれば、被告製品1・2は、本件発明の技術的範囲に属すると認められるが、被告製品3は本件発明の技術的範囲に属すると認めることはできない。

2 争点2（先使用の抗弁の成否）について

被告は、本件特許の出願前から被告製品1・2と同一の構成を有する解錠器具を使用していたので先使用权を有すると主張する。

しかしながら、被告は、従前から「●●●●●●●●」を商品名とする解錠器具を解錠業務で使用し、製造販売していたが、同一商品名のもとで、その構成は一定の変更が重ねられてきたもので（弁論の全趣旨）、本件特許の出願（平成22年7月14日）前に、平成29年以降の製造販売が確認されている被告製品1・2と同一の構成の解錠器具を使用等していたと認めるに足りる証拠はない。これに対し、被告は、自らの主張を裏付けるものとして取引先関係者の陳述書（乙10ないし12）等を提出するが、客観的な根拠を欠くものであって直ちに採用することはできない上、その陳述内容を踏まえても、当時使用されていた解錠器具の具体的な構成は明らかではない。

よって、被告の先使用の抗弁は成立しない。

3 争点3（本件特許の無効理由の有無）について

(1) 争点3-1（サポート要件違反の有無）について

被告は、本件明細書には、本件発明の課題を解決するための具体的な手段である構成要件E及びFを実現する構成として、2つの具体的な構成（具体的構成①、同②）が開示されているが、特許請求の範囲には何ら特定する記載はないから、本件特許にはサポート要件違反の無効理由があると主張する。

本件発明に係る特許請求の範囲の記載が、サポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が本件発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が本件特許出願当時の技術常識に照らし本件発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきである。

そこで検討すると、本件発明の課題は「プッシュボタンの如きロック手段が設けられたサムターンであっても、当該サムターンを回転して解錠できるサムターン解錠器具であるロック付摘みオープナーを提供すること」、「視

き穴と錠との間隔距離も、扉により相違があるために、器具の長さを容易に変更できること」（【0007】）にあるところ、この課題を解決するための手段として、「フレーム部の中央部分はその長手方向に伸縮自在に形成」する手段、及び「操作部を線條材を中心として回動すると、先端部のサムターン挟持部も線状材を中心として回動」する手段として「先端部のサムターン挟持部によってサムターンの両側に設けられたプッシュボタンを押下しつつ挟持する」手段が記載されている（【0008】）。この点、本件明細書には、本件発明の実施形態の一つとして、被告指摘の2つの構成が示されているが、これらは実施形態の一つにすぎず、「フレーム部の中央部分を伸縮自在及び回動不能とする構成は、全く自由に設計することができる。」（【0035】）、「フレーム部中央の伸縮構造も全く自由である…更には、フレーム部は、必ずしも管体でなくとも実施することは可能である。」（【0039】）との記載もあるように、構成要件E及びFに係る具体的な構成が被告指摘の上記2つの構成に限定されると解することはできない。また、プッシュボタンの如きロック手段が設けられたサムターンを回転して解錠するための構成として、構成要件Fには「前記操作部を線條材を中心として回動すると、先端部のサムターン挟持部も線條材を中心として回動し」と記載されており、構成要件Gには「先端部のサムターン挟持部によってサムターンの両側に設けられたプッシュボタンを押下しつつ挟持することができる」と記載されており、これらの記載をもって、本件発明の課題を解決するための手段が反映されていないとまではいえない。

以上によれば、特許請求の範囲における構成要件E「前記フレーム部の中央部分はその長手方向に伸縮自在に形成され」及び構成要件F「前記操作部を線條材を中心として回動すると、先端部のサムターン挟持部も線條材を中心として回動し、」との記載は、本件発明の課題を解決するための手段が反映されていないとはいえないから、サポート要件違反の無効理由はない。

(2) 争点 3-2 (新規性欠如の有無) について

被告は、平成 18 年頃には被告製品 1・2 と同一の構成を有する解錠器具を解錠業務で使用していたもので、その構成に係る発明と一致する本件発明は新規性を欠く旨主張するが、上記 2 のとおり、本件特許の出願前の時点において、被告製品 1・2 と同一の構成の解錠器具を使用等していたことを認めるに足りる証拠がない以上、これを前提とする新規性欠如の主張は理由がない。

よって、本件特許に新規性欠如の無効理由はない。

(3) 争点 3-3 (被告の従来製品を主引用発明とする進歩性欠如の有無) について

被告は、本件特許には、被告製品 1・2 と同一の構成を有する被告の従来製品の構成を主引用発明とする進歩性欠如の無効理由があると主張するが、上記 2 及び上記 3 (2) のとおり、本件特許の出願前の時点において、被告製品 1・2 と同一の構成を有する製品を使用等していたものと認めるに足りる証拠はない以上、被告の上記主張は前提において採用できない。

よって、本件特許に、被告の従来製品の構成を主引用発明とする進歩性欠如の無効理由はない。

(4) 争点 3-4 (乙 19 発明を主引用発明とする進歩性欠如の有無) について

被告は、乙 19 発明に乙 17 発明及び乙 18 文献等に関示された技術や技術常識を組み合わせると、本件発明の構成に至ることは当業者において容易想到であるから、本件特許には進歩性欠如の無効理由があると主張する。

本件特許は、乙 17 発明及び乙 19 発明が従来技術として存在することを前提に登録査定がされているところ、この点を措くとしても、乙 19 発明には、本件発明の構成要件 A と共通する構成である「コ字状ロッド」との構成を備えているが、本件発明の構成要件 B ないし G の構成を備えておらず、これらの点において本件発明と相違するところ、被告が指摘する副引例や従来

技術には少なくとも「サムターン挟持部」（構成要件D、F、G）に相当する構成は開示されていないから、仮に乙19発明にこれらを組み合わせたとしても本件発明の構成に至らない。また、そもそも、乙18発明は「突っ張り棒」であり、乙20に開示された技術はバイクのスピードメーターであるから、解錠器具の発明に係る乙19発明と技術分野及び課題、作用効果において異なる以上、当業者において、これらを組み合わせる動機付けがあるとはいえない。

よって、本件特許には、被告主張の乙19発明を主引用発明とする進歩性欠如の無効理由はない。

10 4 差止め等の請求について

以上より、被告は、業として、被告製品1・2を製造、販売ほか使用してきたもので、これら行為は原告らの本件特許権を侵害するものであるから、その差止め及び製品廃棄の必要性が認められる。

ただし、原告らの差止め等の請求は、別紙「被告製品目録（原告ら特定）」
15 のとおり、「●●●●●●●●」との商品名の解錠器具全般を対象製品とするもので、非侵害物品をも含むものとして、過剰なものとなっている。そのため、対象製品を被告製品1・2に対応させて別紙「被告製品目録（裁判所特定）」
のとおりと特定した上で、この限りにおいて差止め等の請求を認容し（一部認容）、その余の差止め等の請求は棄却することとする。

20 5 争点4（消滅時効の成否）について

原告らは、原告Bが平成29年2月に、被告製品1・2を購入した（弁論の全趣旨）ことで、その構成を認識したもので、本件特許権侵害の不法行為に基づく消滅時効の主観的要件は、これ以降満たされることとなった。これを前提に、被告は、本件訴訟提起日である令和5年9月21日の3年より前に生じた
25 損害賠償請求権は時効消滅したと主張し、一方で、原告らは、時効消滅が生じたとしても、被告に対する2度目の警告（令和5年4月10日付け）の3年よ

りに生じた損害賠償請求権に限られる旨主張する。

前記前提事実のとおり、原告らは、被告に対し、令和5年2月22日付けの警告によって被告製品1・2を含む●●●●●●●●の製造販売等が本件特許権を侵害するとしてその差止め及び損害賠償を求め、被告から同年3月17日
5 付けで回答書を受けた後、同年4月10日付け及び同年6月15日付けの各警告をもって再度上記同旨の求めをしている。しかし、催告による6か月間の時効の完成猶予（民法150条1項）は再度の催告には認められないことからすれば（同条2項）、原告らの損害賠償請求権の消滅時効は、令和5年2月22日付けの最初の催告（上記回答書の日付からして、遅くとも同年3月17日ま
10 までに被告に到達。）から6か月を経過するまでは完成が猶予されたが、本件訴訟の提起がその猶予期間を経過した後の令和5年9月21日になされたものである以上、同日より3年前までに生じた原告らの損害賠償請求権は、全て消滅時効により消滅したと認められる。

以下で、原告らの損害を検討するに当たっては、消滅時効の効果が生じていない期間のみを対象期間として算定を行うものとする。
15

6 争点5（損害の有無及び額）について

(1) 特許法102条2項の適用について

原告らは、本件における損害額の算定において、特許法102条2項の推定規定に基づく主張をするのに対し、被告は、原告らが本件発明を実施して
20 いないとして、その適用はできない旨主張する。

しかし、証拠（甲36、37、44ないし52、乙16）及び弁論の全趣旨によれば、原告ら各自は、令和2年9月から令和6年11月までの間、本件特許の実施品である解錠器具を販売するとともに、同じく実施品を使用して解錠業務を行っていたもので、被告による被告製品1・2の製造販売及び
25 業としての使用によって、原告らの利益が減少する関係にあるといえるから、この間に原告らに生じた損害の算定において、特許法102条2項を適用す

また、被告は、被告製品1・2の製造にあたっては、2割程度の割合で失敗をするので、その分も経費として反映させるべきである旨主張するが、客観的裏付けを欠く上、そもそも証拠関係上厳密な経費計算が困難な本件の実態にも照らせば、材料費等の上記認定に織り込まれているものと見るべきで、別途の経費加算事由として認めるべきものではない。よって、被告のこの主張も採用できない。

② 被告の工賃相当額

被告は、工賃相当額●●●●●●●●●●も経費として控除されるべきである旨主張するが、その主張内容からして、実費として支出したのではなく、事業主である自らが被告製品1・2の製造に費やした時間・労力を金銭的に評価したものをもって経費と主張するものであるところ、特許法102条2項の「利益」を算定するに当たって控除すべき経費に該当するものとはいえない。

③ 工具の減価償却費

被告は、被告製品1・2の製造上用いる工具の減価償却費を経費として控除すべきであると主張するが、被告製品1・2の変動費に該当するのではなく、限界利益算定上控除すべき経費とはいえない。

④ 広告宣伝費

被告は、ロックフェスと称されるイベントでの広告宣伝費のうち、被告の売上高全般の中で被告製品1・2が占める比率に対応した27万9765円を経費として控除すべきであると主張するが、当該イベントにおける被告製品1・2に関する個別具体的な広告宣伝の内容は明らかではない上、イベントでの広告宣伝費という性質上固定費であることもうかがわれ、変動費と認められるべき十分な主張立証がされているともいえないから、限界利益の算定上控除することはできない。

(ウ) 限界利益

上記(ア)の売上から(イ)の経費を控除すると、被告製品1・2の上記期間の販売による限界利益は●●●●●●●●●●となる。

ウ 推定覆滅について

特許法102条2項は損害額の推定規定であるから、侵害者の側で、侵害者が得た利益の一部又は全部について、特許権者が受けた損害との相当因果関係が欠けることを主張・立証した場合には、その限度で上記の推定は覆滅されるので、被告の主張する推定覆滅事由を検討する。

(ア) 本件発明の寄与

被告は、本件発明が、扉によって覗き穴と錠との間隔距離に相違があるために器具の長さを容易に変更できるようにするとの課題を解決し、
10 線条材を挿通させたコの字型のフレーム部を用いてドアスコープからの解錠を可能とするだけでなく、フレーム部の中央部分を伸縮自在とすることで器具の長さを容易に変更できるという作用効果を奏するところ、
被告製品1・2では、ドアスコープへの挿入後にフレーム部を伸縮する
15 ことができないから、本件発明の作用効果の大部分を発揮できておらず、この点が推定覆滅事由となると主張する。

しかし、上記1で検討したとおり、本件発明においてフレーム部の中央部分が伸縮する時期や手段は特定されておらず、ドアスコープへの挿入前にフレーム部を伸縮させるという被告製品1・2の構成も本件発明
20 の技術的範囲に含まれ、フレーム部の中央部分が伸縮しない構成とは異なり、器具の長さを容易に変更できるとの効果を奏するといえる。したがって、被告製品1・2においても、本件発明の上記作用効果の発揮に欠けるところはなく、推定が覆滅されることはない。

(イ) 被告製品1・2の性能

被告は、被告製品1・2につき、①フレーム部の形状がファイバースコープのケーブルを添わせて挿入できる形状であること、②アタッチメ

5
ントの挟持部に焼き入れをして強度を高め、滑り止めのつけ方を説明した上で販売していること、③本件アタッチメント2は、上下両平面ではなく、左右両端にプッシュボタンが付いている特殊なサムターンの形状に対応するための形状の工夫がされていることから、被告製品1・2には本件発明とは別の優れた性能があり、これが推定覆滅事由となる旨主張する。

10
まず①について、本件発明には、フレーム部の中央部分を伸縮自在とすることによってドアスコープの穴部とサムターンの間隔距離が異なっても容易に対応でき、サムターン挟持部があることによって、サムターン両側に設けられたプッシュボタンを適切に挟み付けて押下して、ロックを解除し回転させることができるとの作用効果（本件明細書【0013】【0014】）を奏するが、本件明細書には、それ以上に、ドアスコープへの挿入から上記挟み付けに至る過程における作業の容易性に関する具体的な記載はない。これに対し、被告製品1・2は、フレーム部に溝やスリットが設けられ、ドアスコープからの挿入時にファイバースコープのケーブルに添わせて挿入できる形状を採っているもので、これにより、ファイバースコープとの併用がしやすく、ドアスコープへの挿入を経てアタッチメントによってプッシュボタンを押下するとの作業を容易にしている（弁論の全趣旨）といえるところ、この点は、本件
15
20
発明に開示されていない構成である上、被告製品1・2の用途に照らし、その有用性も認められ、被告製品1・2独自の差別化要因となる機能ということが出来る。

25
他方、②については、被告製品1・2のアタッチメントの挟持部は、焼き入れがされて強度が補強されていることは認められる（乙33の1ないし3、弁論の全趣旨）が、本件発明の内容、特徴に照らし、挟持部の強度を高めるといことが、推定覆滅事由とするほどまでに特別な性

能ということとはできない。また、挟持部の滑り止めの方法、工夫を説明して販売している点は、被告製品1・2自体の性能として考慮すべき事情とはいえない。

③についても、本件発明は、ロック手段となる押しボタンの位置が「サムターンの両側」にあること（本件明細書【0014】）を前提としているものの、サムターンのいずれの位置にあるかを区別し、限定するものではない（だからこそ、前記1(4)で説示のとおり、被告製品2も本件発明の技術的範囲に属する。）から、本件発明とは別の独自の性能であるとして、推定覆滅事由に当たるということはできない。

以上のとおり、上記①の点に限っては、被告製品1・2が本件発明の技術的思想を利用しつつも、これとは別に差別化要因となる機能を有するものといえるから、この点は推定覆滅事由として相当程度考慮する。

(ウ) 市場の競合品

業界大手との認識で双方当事者が一致する株式会社フキの販売する解錠器具(乙39)は、カメラが予め付属している等の差異があるものの、ドアスコープを経由して押しボタン付きのサムターンの解錠を可能とする製品であり、被告製品1・2と同一用途の製品として、その競合品といえるもので、市場規模は証拠上明らかでないものの、推定覆滅事由として一定の考慮をすることが相当である。

なお、被告は、ポスト用オープナーも競合品となると主張するが、同製品はドアスコープから挿入するオープナー、解錠器具とは異なる用途、構成であることは被告自身も認めているところであり、これを競合品として推定覆滅事由とすることは相当ではない。

(エ) 特許法102条2項の推定規定の趣旨を踏まえつつ、以上の諸事情を考慮し、本件においては50%の限度で損害額の推定が覆滅されると認めるのが相当である。よって、推定覆滅後の損害額は、●●●●●●

松 川 充 康

裁判官

5

島 田 美 喜 子

裁判官西尾太一は、差支えのため、署名押印できない。

裁判長裁判官

10

松 川 充 康

(別紙)

被告製品目録（裁判所特定）

5

被告の製造・販売に係る「●●●●●●●●●●」（商品名）と称する解錠器具で、
本体部分をドアスコープ用オープナーとし、構成部材であるアタッチメントを別
紙「アタッチメント」目録記載 1 又は同 2 とするもの。

10

(別紙)

アタッチメント目録

※掲載省略

5

(別紙)

被告製品目録（原告ら特定）

5

被告の製造・販売に係る「●●●●●●●●」(商品名)と称する解錠器具

※以降、別紙「被告製品説明書（原告ら主張）」、「材料費・消耗品費一覧」、
「売上高一覧（原告らの主張）」、「売上高一覧（被告の主張）」、「工具一
10 覧」、「交換部品・修繕費一覧」及び「推定覆滅事由」はいずれも掲載省略